

高齢者を悪質商法や振り込め詐欺の被害から守るための 声かけガイド

1 声かけの内容・方法

高齢者の方が悪質商法や振り込め詐欺の被害に遭うケースが増えていますが、大丈夫でしょうか？

「おかしいな」「困ったな」と思うことがありましたら、まずは消費生活センターへご連絡ください。

＜一言添える場合の例＞（声かけの内容の番号は、それぞれ2の（3）の番号と対応しています）

- ① 注文した覚えのない商品が届いていませんか？
- ② 「簡単に儲かりますよ」とか、「必ず儲かりますよ」という電話には要注意です！！
- ③ パソコンやスマートフォンで、いきなり高額な料金請求画面が表示されても、あわてないでください。
- ④ 「あなたには借金があるから、すぐに支払わないと訴えます」というハガキやメールが届いていませんか？
- ⑤ しつこい電話や訪問販売で困っていませんか？

2 知っておいていただきたいこと

（1）高齢者被害の実態

平成25年度に福井県の消費生活センターで受け付けた相談3,845件のうち、60歳以上の方からの相談は約4割あった。

（2）なぜ高齢者が被害に遭いやすいのか

高齢者には、人との付き合い方において非常に礼儀正しい方が多く、電話や玄関先での対応をそっけなくできない。そのため、なんとなく相手をするうちに、訪問者との心理的なつながりが出来てしまったり、「私の時間を無駄にした。」と相手にすざませたりして、悪質商法の格好のターゲットになってしまう例が多い。また、話し相手に飢えている高齢者も多い。

＜一口アドバイス＞ 電話はナンバーディスプレイや留守電にし、知らない番号には出ない。電話に出てしまっても、「要りません」「必要ありません」「間に合っています」「わかりません」「忙しい」など、とにかく会話をしない事。

玄関は開けない。話を聞かない。無理に入ってきたり、「お帰り下さい」と言っても帰らない、脅すなどの場合は、凜として「警察を呼びます」と告げる。

（3）高齢者に多い被害の手口と防衛策

①健康食品の送りつけ

注文もしない健康食品が突然送られてくる。健康で長生きしたいという高齢者の願いと、「もしかして、自分で注文したのを忘れているのかも…」という記憶のあいまいさを巧みに突いた手口。

＜一口アドバイス＞ 宅配便の代引きで送られてくることが多い。記憶にない場合は、受け取り拒否をする。家族が対応する場合もあるが、本人に確認せずに代金を支払わないようにする。

②劇場型勧誘

「(ある会社の株を) あなたが買った以上の高値で買取る。」と複数の業者が持ちかける手の込んだ投資詐欺。

老後の蓄えを少しでも増やしたい、少しでも有利に運用したい、という高齢者の心理を突いた手口。その時々話題になっている事を巧みに取り入れ、いかにも儲かるように思わせたり（例:オリンピックに関係しそうな会社の株、レアメタルの採掘会社の株、再生可能エネルギー関連会社の株 等）、誰でも知っている大手会社の名前を騙って信頼させる（例:高島屋の福井店が出来る、イトーヨーカドーが福井に進出する 等）。

代金は振り込みませるだけでなく、レターパックや小包で内容を「衣類」と偽って送らせることで足跡をたどれないようにしたり、最近では、直に家まで取りに来る手口も見られる。

＜一口アドバイス＞ 簡単儲かる話はないことを肝に銘じておく。

とにかくお金を送ってしまう前に、身近な誰かに話してみる。

株等を買うのなら、地元到店舗を構える証券会社や銀行など、信用できる店舗で。

③ ワンクリック詐欺

スマホやパソコンでアダルトサイトにアクセスし、年齢確認の項目をクリックしただけで、高額な料金を請求されるという手口。

画面いっぱい料金請求画面が表示されて消えないため、焦って表示してある連絡先にメールや電話を入れてしまったり、慌てて言われるがままに料金を支払ったりという例が後を絶たない。

最近では、高齢者でもパソコンやスマホを使う人が増えたことと、無料の動画や芸能人・料理などのアダルトサイトとは全く関係がなさそうなサイトを見ていたら突然アダルトサイトに飛んでしまったという例も多いので、本人の意思や関心とは全く関係なく、高齢者であっても被害に遭う可能性がある。

＜一口アドバイス＞ サイトに電話もメールもしない。

請求画面を消す方法については消費生活センターに問い合わせる。

④ 架空請求

何らかの債務が発生している、支払わなければ法的措置を取る（裁判にかける）などの脅し文句、いかにも公的機関のような差出人名でハガキやメールが届く。ごく普通の生活を送っている人にとって、裁判・裁判所・法的措置など、聞いただけで恐ろしいという心理を突いた手口。

＜一口アドバイス＞ 通知の内容や差出人が間違いのないものかどうか確認する必要があります。差出人に連絡する前に、消費生活センターに相談を。

⑤ 各種の電話勧誘や訪問販売

貴金属の押し買い、屋根や壁のリフォーム、パソコンの光回線接続やプロバイダ契約など、昼間家にいることの多い高齢者は悪質業者にとっては格好のターゲットとなる。

(4) こんなところに気を付けてください（高齢者被害の気づきのポイント）

① 見知らぬ業者が出入りしていたり、見慣れない商品・名刺・パンフレットがある。

→ 健康食品等の送り付け商法、投資詐欺、悪徳リフォームなどの被害に遭っている可能性があります。

② カレンダーに、金額やマークなど、見慣れない書き込みがある。

→ SF商法や投資詐欺の被害に遭っている可能性があります。

③ 外出や電話の頻度が増えた。

→ SF商法や投資詐欺、ヤミ金の被害に遭っている可能性があります。

④ 節約を始めるなど、お金の困っている様子がある。

→ 投資詐欺、開運商法、ヤミ金の被害に遭っている可能性があります。

【問い合わせ先】

福井県安全環境部県民安全課	TEL	0776-20-0287
福井県消費生活センター	TEL	0776-22-1102
福井県嶺南消費生活センター	TEL	0770-52-7830